

立山町・上市町・舟橋村農村環境 向上保全会管理協定運営委員会

活動支援班「中新川草刈り協力隊」 の取り組みについて

令和7年10月21日(火)
富山県多面的機能支払推進研修会

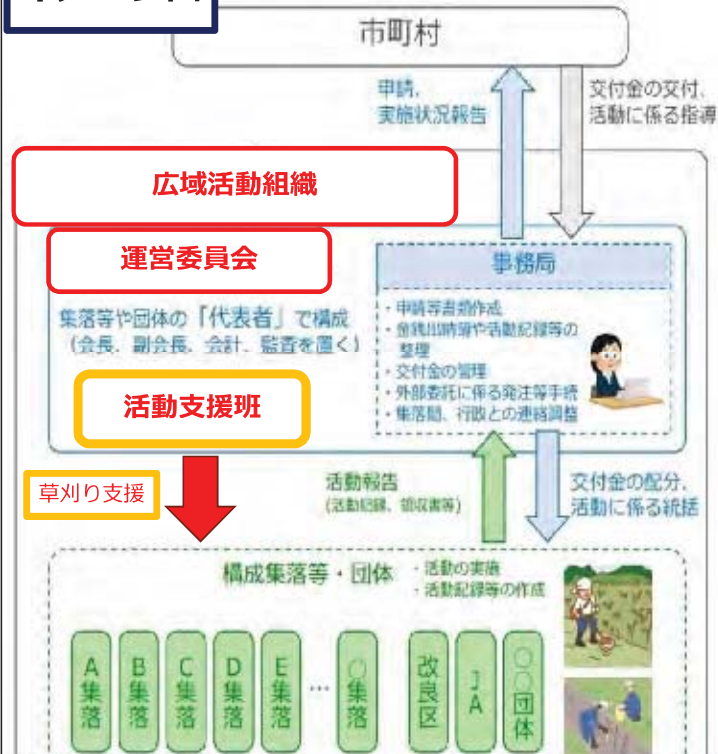
立山町・上市町・舟橋村農村環境向上保全会管 理協定運営委員会(保全会)について

- 立山町・上市町・舟橋村の96活動組織が加入している。
- 各組織は交付金の2.5%を負担金として保全会に支払う。
- 保全会は事務員を、立山町農林課、上市町産業課に配置し、事務支援を実施している。

活動支援班とは？

- 複数の集落で構成される活動組織において、活動組織内の集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置される作業チーム（農林水産省資料より）
- 令和7年度からの第3期対策では、組織の体制強化への支援として活動支援班加算を得るためには、「活動支援班」の設置が必要。

イメージ図



1. 農地維持支払

農業者等による組織が取り組む農地開墾・水路・農道の草刈りや埋没などの多面的機能を変える共同活動を支援します。



2. 資源向上支払

地域住民を含む組織が取り組む水路、農道等の軽微な環境や植栽による景観形成など農村環境の良好な保全を始めとする共同活動や水路などの植栽、更新による長寿命化のための活動を支援します。



←資源向上支払(共同)

←資源向上支払(施設の長寿命化)

農林水産省HPより抜粋

「中新川草刈り協力隊」設立の背景

- **活動参加者の不足や高齢化で、草刈り作業の行き届かない地域があり、保全会内での協力を求める声があった。**
- 保全会には毎年次年度繰越金が発生していた。年々繰越金が増加し続ける状況は望ましくない。
- **繰越金の範囲内で、活動支援班ができるのではないかと？！**

中新川草刈り協力隊の構成員

- 目的は、保全会の構成活動組織が共通して行う「草刈り活動」を支援することとする。
- 国の制度設計では、広域組織内で選抜チームを作り、小規模組織の活動を手伝う。
 - 既存の中心人物に依頼した場合、特定の人の負担が増える一方。新しい人材を投入しないと長続きしない恐れがある。

中新川草刈り協力隊の構成員

- 活動組織の幹部でない、40～60歳の若手農家を中心に組織する。
- 障がい者の中から草刈りができる人材を募り、障がい者の社会参画とともに、新たな農業の担い手となり得る可能性を発掘する。

隊員の構成について

11名

(農業者：9名、福祉施設職員1名、町職員1名)

- 会長 (農業者)
- 副会長 (福祉施設職員)
- 会計 (町職員)

結成時の懇親会の様子



※障がい者の草刈り参加は未定。正直難しいかも・・・
急傾斜で作業しにくい、とても暑い・・・etc.

草刈り業務の流れ

- 組織と事前打ち合わせを行う。おおむね午前中（3～4時間程度）で、できる範囲で業務を請け負い、後日草刈り実施。
- 日当などの経費は、草刈り協力隊の予算から支出し、活動組織から負担は求めない。
- 予算がなくなり次第、受付を終了する。

これまでの活動

- 令和7年6月27日 保全会総会で承認

→いきなり総会で承認を求めたため、意見が続出。
早いもの順は不公平では？無制限にやったら際限がない。組織が日当を負担をすべきでは？・・・

→今年度は事務局案で試行させてもらい、実績を検証して再検討することです承いただいた。

- 草刈り実績

7月 2組織

8月 2組織

9月は稲刈りシーズンで依頼なし。
月末に現場立ち合いが数件予定あり。



活動の様子



急勾配など、
作業がしづら
い現場が多い
印象です。



ご清聴ありがとう
ございました

